

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和 7 年 10 月 15 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

1 工事概要等

- (1) 入札番号：第 1 号
- (2) 工 事 名：千葉森林管理事務所車庫及び倉庫改修工事
- (3) 工事場所：千葉県千葉市稲毛区稲毛 1－7－20
- (4) 工事内容：千葉森林管理事務所敷地内の車庫及び倉庫改修工事
（詳細は「工事特記仕様書」のとおり）
- (5) エ 期：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 10 日
- (6) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8 年度の関東森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」の等級が C 又は D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法

に基づき再生手続開始に申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に元請として、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合に限る。また、施行実績は施行中のものを除く）。

なお、当該施工実績が林野庁（関東森林管理局以外の林野庁本庁、他森林管理局等含む）及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

同種工事：壁面塗装及び屋根補修の施工実績があること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 1級若しくは2級建築施工管理技士、1級又は2級建築士の資格を有する者であること。
 - イ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
 - ウ 直接的かつ恒久的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した建設工事で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評価点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1の工事概要等にした工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 「資本面において関連がある建設業者」とは、受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有するか、その出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者をいい、「人事面において関連する建設業者」とは、建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者をいう。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと（資本関係、又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照。）。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、東京都、千葉県、茨城県に所在すること。
- (11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局

長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、また準ずる者として農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (13) 本工事、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 申請書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 7 年 10 月 16 日から令和 7 年 10 月 31 日の 9 時から 16 時（12 時から 13 時までを除く。）まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 提出先

〒263-0034

千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20

千葉森林管理事務所 総務グループ 総括事務管理官

電話 043-242-4656

メールアドレス：ks_chiba_postmaster@maff.go.jp

ウ 提出方法

電子入札システムで提出すること。

（詳細は入札説明書による。）

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、上記イに示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着）で提出すること。

なお、持参により提出する場合は、次の場所に持参して提出することも可とする。

千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20

千葉森林管理事務所 総務グループ 総括事務管理官

電話 043-242-4656

- (3) 上記 (2) のアに規定する期限までに提出しない者と競争参加資格がないと認め

られた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 契約担当部局

〒263-0034

千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20

千葉森林管理事務所 総務グループ 総括事務管理官

電話 043-242-4656

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年10月16日から令和7年10月31日まで（休日を除く。）。

9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。

イ 交付場所

千葉森林管理事務所 総務グループ 総括事務管理官

電話 043-242-4656

なお、入札説明書等については、下記5(11)の配布資料からダウンロードできる。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を入札会場に持参することとし、郵便等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札

入札開始時間 令和7年11月20日 9時00分

入札締切時間 令和7年11月21日 10時00分

イ 紙入札方式により持参する場合は、令和7年9月19日9時55分（電子入札締切り5分前）までに次の場所に持参すること。

千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20

千葉森林管理事務所入札室

なお、紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官から競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し、及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

ウ 開札は、令和7年11月21日10時05分に千葉森林管理事務所入札室にて行う。

5 その他留意事項

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出、及び入札書と金額が一致しない場合は、入札を無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札、並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記 2 に掲げる資格がない場合には競争参加資格のない者に該当する。

(5) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置主任技術者の変更は認めない。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (2) イに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の認定を受け、かつ、本入札の競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等の内容のヒヤリング

技術提案書等の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。

なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準」（平成 16 年 7 月 29 日付 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

(11) その他の詳細は、入札説明書及び入札心得による。

(12) 本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

工事請負契約約款：

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>

上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は契約締結日とします。なお、契約締結迄の間に約款の改正があった場合は、契約締結前にお知らせします。

(13) 配付資料

ア 入札説明書

イ 競争参加資格確認申請書様式

ウ 工事請負契約書（案）

エ 工事数量内訳書

オ 工事実施に係る注意事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。